

## IV 資料

### 群馬県地域災害医療対策指針

#### I 目的

本指針は、群馬県内において災害により多数傷病者が発生した場合における、地域災害医療対策会議の対応、関係機関の連携方法等について定めることにより、地域における災害医療対策の充実を図ることを目的とする。

#### II 広域災害（大地震等）の対応

##### 1 急性期（発災から48時間程度まで）

###### （1）初動対応及び医療チームの受入・配置調整

ア 急性期における県内に派遣された医療チームの受入・配置調整等は、群馬県地域防災計画に基づき、災害医療コーディネーター（災害医療サブコーディネーターを含む。）の協力を得て、群馬県災害対策本部の健康福祉部内に設置される医療・防疫班（日本DMAT活動要領に定める都道府県災害医療本部に相当）において行う。

イ 医療・防疫班には、DMATの受入・配置調整等を行うDMAT調整本部、日本赤十字社救護班（以下「日赤救護班」という。）の受入・配置調整等を行う日赤救護班調整本部、日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の受入・配置調整等を行うJMAT調整本部等を設置し、各調整本部は医療・防疫班の指揮下に置かれるものとする。

ウ 県保健福祉事務所及び市保健所（以下「保健福祉事務所等」という。）は群馬県健康福祉部医療介護局医務課（以下「医務課」という。）と連携しながら、広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）、衛星携帯電話、防災無線、災害時優先電話等（衛星携帯電話、防災無線が設置されていない保健福祉事務所等にあっては、通信規制を受けない災害時優先電話）のほか電子メール（停電時には携帯電話のメール）、インターネット電話等を活用し、また、必要に応じて現地に職員派遣するなどして、管轄区域内の病院の被災状況の情報収集（EMISへの情報の代行入力を含む。）を行う。また、各種連絡手段等により、診療所、薬局等の被災状況の情報収集を行う。

（県内で最大震度5弱以上の地震が発生した場合、医務課はEMISを災害モードに切り替え、病院に対しEMISに情報を入力するよう依頼し、被災状況の情報収集を開始するため、保健福祉事務所等は、EMISを確認するとともに、必要に応じて情報収集の支援を行う。）

###### （2）保健福祉事務所等の対応

ア 保健福祉事務所等は管轄区域の地域災害医療コーディネーターにあらかじめ定めた連絡方法により状況の報告を行うとともに、地域災害医療対策会議の開催時期、活動方針等今後の対応方法について協議する。

イ 保健福祉事務所等は、管轄区域内の災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部及び指揮所並びに日赤救護班、JMAT及びその他の医療チームの活動拠点が設置された場合には、当該活動拠点に対し、収集した情報を提供する。

ウ 保健福祉事務所等は、保健福祉事務所等及び管轄区域内の市町村に直接医療チームが参集した

場合には、医療・防疫班に当該医療チームに関する情報を報告するとともに、当該医療チームの配置調整について協議する。

エ 保健福祉事務所等は、日本DMAT活動要領に基づき活動するDMAT及び災害医療対策事業等実施要綱に基づき活動する災害拠点病院並びに日赤救護班、JMAT、その他の医療チームの活動を支援する。

オ 保健福祉事務所等が被災により機能しない場合には、医務課が当該地域の対応を直接行う。

### (3) 地域災害医療対策会議の開催

ア 保健福祉事務所等は管轄区域内に派遣された医療チームと情報（管轄区域内の医療機関の被災状況及び稼働状況、医療チームの状況、救護所及び避難所の設置状況及び医療ニーズ、道路状況等の情報）の共有を行うため、地域災害医療コーディネーターと協議の上、地域災害医療対策会議が開催できる状況になり次第、関係機関に連絡を行い、速やかに会議を開催する。なお、急性期に会議を開催することが困難な場合には、亜急性期以降、可及的速やかに開催するものとし、開催できるまでの間は関係機関と情報共有を図るものとする。

イ 保健福祉事務所等が機能不全に陥った場合等であって、保健福祉事務所等が会議を開催することが困難なときは、地域災害医療コーディネーターの協力を得て、医務課が会議を開催する。

ウ 保健福祉事務所等は地域災害医療対策会議の活動状況について医務課に情報提供する。また、医務課は医療・防疫班の活動状況を保健福祉事務所等へ情報提供する。

エ 会議は、保健福祉事務所等のほか、災害拠点病院、医師会等関係者の連携が容易であり、かつ、安全な場所で開催する。

## 2 亜急性期（発災48時間程度から1週間程度まで）

### (1) 医療チームの受入・配置調整

ア 亜急性期以降における、各地域に派遣された医療チームの受入・配置調整等は、地域災害医療コーディネーターの協力を得て、保健福祉事務所等が行う。

イ 保健福祉事務所等は、医師会、歯科医師会、薬剤師会を通じ地域の医療機関及び薬局の状況（診療・営業の状況、診療・営業時間、診療科、医薬品等の保有状況等）を調査し、地域災害医療対策会議に報告する。

ウ 保健福祉事務所等は、救護所、避難所等における医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析し、地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図り、地域災害医療コーディネーターと協議の上、医療チームを救護所、避難所等に配置する。

エ 派遣される医療チームは自立的な活動を原則とするが、派遣が長期間にわたる場合には、必要に応じて、保健福祉事務所等は医薬品や医療資機材の供給等の支援の調整を行う。

オ 保健福祉事務所等は、医療チームが不足する場合には、医務課に対して追加の派遣を要請する。

カ 地域災害医療コーディネーターは、災害医療コーディネーター（災害医療サブコーディネーター）と連携して活動する。

キ 保健福祉事務所等は地域災害医療コーディネーターと協議の上、派遣された医療チーム（自主的に参集する医療チームを含む。）を、EMIS等を利用し一元的に管理するとともに、医療チーム

同士の引き継ぎができるよう調整を行う。

ク 保健福祉事務所等は、地域災害医療コーディネーター及び地域災害医療対策会議と連携し、災害後の被災者のメンタルヘルス、感染症対策、歯科保健対策等の健康管理活動を実施する。

ケ 急性期から亜急性期への移行が円滑に行われるよう、医務課及び保健福祉事務所等は、医療チームに関する情報、医療機関の被災状況の情報等の引き継ぎを適切に行う等連携して対応する。

## (2) 避難所等のアセスメント

ア 避難所等の医療ニーズの把握は原則として市町村（保健所設置市にあつては市保健所）が実施することとし、市町村が被災により調査活動ができない場合には、県保健福祉事務所が当該市町村に派遣される医療チームや災害拠点病院等の協力を得て避難所等の調査を行う。なお、保健福祉事務所等が被災により調査活動ができない場合には、医務課が調査を行う。

イ 避難所等の医療ニーズは「避難所アセスメントシート」等により調査を行い、保健福祉事務所等は調査結果を取りまとめ、地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図るとともに、管轄区域内の避難所等で活動する全ての医療チームと情報共有を図る。

## 3 慢性期（発災1週間程度経過後から通常の地域の医療体制に復帰するまで）

### (1) 医療チームの撤収

ア 保健福祉事務所等は、2（1）と同様に医療チームの受入・配置調整を行う。

イ 保健福祉事務所等は、医師会等を通じ地域の医療機関の機能回復状況を調査し、地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図るとともに、医療・防疫班に設置された各チームの調整本部と調整し、地域災害医療コーディネーターと協議の上、医療チームの撤収を決定する。

ウ 医療チームの撤収の決定にあたっては、地域の医療機関の機能回復状況、避難所等地域の医療ニーズ、医療チームの撤収が地域の医療機関に与える影響等を考慮する。

### (2) 医療チーム撤収後の対応

医療チーム撤収後、通常の地域の医療体制に復帰するまでの間、保健福祉事務所等は、地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図り、地域災害医療コーディネーターと協議の上、地域において必要とされる医療が確保されるよう調整を図る。

## III 局地災害の対応

局地災害発生時には、DMATについては「県内局所災害発生時における群馬DMAT派遣要請マニュアル」に基づき対応するほか、次のとおり対応するものとする。

### 1 地域災害医療コーディネーターの役割

地域災害医療コーディネーターは、災害医療コーディネーター及び基幹災害拠点病院と連携して、多数傷病者の搬送先の調整を行う。

### 2 地域災害医療対策会議の役割

ア 保健福祉事務所等は必要に応じて地域災害医療対策会議を開催するものとし、会議を開催することが困難な場合には、電話、電子メール等により会議を構成する関係機関と情報共有を図る。

イ 地域災害医療対策会議を構成する関係機関は地域災害医療コーディネーターの要請に応じて必

要な対応を行うものとする。

#### IV 平時の準備

##### 1 連絡先・連絡方法の確認

ア 保健福祉事務所等は地域災害医療対策会議を構成する機関のほか、必要に応じて以下の機関の連絡先、担当者、連絡方法を調査し、連絡先名簿を作成することにより地域災害医療対策会議において情報共有を図る。

災害拠点病院以外の医療機関、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、日本赤十字社等の医療関係団体、医薬品関係団体、医療機器関係団体、衛生検査所・給食業者等の医療関連サービス事業者、消防機関、警察機関、精神保健センター、市町村等の関係行政機関、水道・電気・ガス・電話等のライフライン事業者、自治会等の住民組織 等
--

イ 保健福祉事務所等は平時から EMIS、衛星電話、防災無線等の使用方法を確認し、災害発生時に適切かつ確実に使用できる体制を確保する。

##### 2 訓練等の実施

ア 保健福祉事務所等は地域災害医療コーディネーターと連携し、本指針に定める内容を適切に実施できるよう、地域災害医療対策会議の構成機関とともに災害拠点病院の訓練に参加するなど、定期的（年1回程度）に訓練を実施するよう努める。

イ 保健福祉事務所等及び地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療対策会議の構成機関とともに県等が実施する災害医療に関する研修に参加するほか、管轄区域内の関係機関を対象とした研修を開催するよう努める。

ウ 保健福祉事務所等及び地域災害医療コーディネーターは県等が実施する災害医療に関する訓練へ参加するよう努める。

#### 附 則

この指針は平成27年12月17日から施行する。